

平成 29 年度

第 1 回 阿賀野市入札監視委員会

平成 29 年 9 月 27 日 (水)

阿賀野市総務部管財課

平成29年度 第1回 阿賀野市入札監視委員会 会議録

1 日 時 平成29年9月27日(水) 午後2時～午後3時10分

2 場 所 阿賀野市役所 302会議室

3 委 員

入札監視委員 佐伯竜彦委員長、本間康子委員、佐藤哲雄委員、笠原尚美委員

4 傍聴者 1名(報道機関)

5 議 事

開 会

委員長あいさつ

6 議題

(1) 期間内の発注状況等報告

- ・期間内の工事総括について(対象期間:平成29年2月～平成29年7月)
- ・発注方式別工事等について(対象期間:平成29年2月～平成29年7月)
- ・指名停止・苦情処理・談合情報対応の状況等について

(対象期間:平成29年2月～平成29年7月)

(2) 抽出案件の審議 (詳細は別紙のとおり)

- ・制限付一般競争入札 2件
- ・通常指名競争入札 1件
- ・随意契約 3件

(3) その他

- ・その他の質疑

「発注状況等報告」

期間内の工事総括について

質疑等なし	
-------	--

発注方式別工事等について

<p>「質問・意見」</p> <p>1 総合評価方式入札を3件実施しているが、どういった理由で選定されたのか。</p> <p>2 総合評価方式の目標件数はあるか。</p> <p>3 総合評価方式の明確な傾向は出ているか。</p>	<p>「回答」</p> <p>1 主に技術的要素の高い案件の中から選定している。例年、下水道工事の推進工事や、交通規制の伴う消雪パイプ工事が多い傾向にある。</p> <p>2 例年2本実施していたが、今年度はその倍の4本以上を目標としている。</p> <p>3 昨年実施した2件は、いずれも工事成績評点で80点以上をとっており、評価が高い傾向にあることから、総合評価方式に一定の効果が出ているものと分析している。</p>
--	--

指名停止・苦情処理・談合情報対応の状況等について

<p>「質問・意見」</p> <p>1 今期の談合情報は無いとの報告であったが、疑問点がある。資料25ページの案件は(下維修第3号 公共下水道マンホール蓋交換の入札公表兼結果調書が添付されているが、この内容を見た限り、)不調に終わっており、また、入札額で同額入札業者もいるため、談合の可能性があるのでないか。</p>	<p>「回答」</p> <p>1 談合の疑いについては、情報が入らない限り踏み込むことはできない。また、各社の積算能力は年々向上しており、同額入札が発生しても何ら不思議ではない。そのようなことから、入札は適正に行われていると分析している。</p>
--	---

「抽出案件」

制限付一般競争入札 (A) 【2件】

No.	工事番号	工事名	工事種別	請負業者	当初契約金額 (単位：円)	落札率	発注課	入札参加者数
A-11	市工 第1号	ごみ処理 施設機能 改善工事	清掃 施設	施設工業(株)	6,696,000	85.72%	市民生活課	1
<p>抽出理由 (笠原委員)</p> <p>期間中の清掃施設工事3件については、参加業者がすべて少数であり、中でも A-11 は参加者が1者ということで、競争性が確保できているのかどうか伺う。</p> <p>「質問・意見」</p> <p>1 参加資格要件を満たしている会社は、何社くらいあるか。</p> <p>2 入札参加2者あったうち、1者が辞退した理由は何か。</p>					<p>「回答」</p> <p>一般競争入札は、公告をした時点から競争が始まっていると言われている。指名の場合は、こちらから業者を指名するため、その時点である程度数は決まっているが、一般競争入札の場合は、公告をした時点で、該当する業者の競争が始まるため、結果的に入札業者が1者であっても有効性が立証されることから、競争性の確保はできていると考えている。</p> <p>1 今回は県内の業者を対象に一般競争入札を行ったが、施設工事業の許可をとっている業者はかなり存在している。ただし、市内の業者は0者である。</p> <p>2 入札会場に、入札書を持ってくるのを忘れたことが理由である。</p>			

No.	工事番号	工事名	工事種別	請負業者	当初契約金額 (単位：円)	落札率	発注課	入札参加者数
A-35	建第 18号	【総合評価】 北新町横町 線ほか(中ノ 通工区)消雪 パイプ修繕 工事	土木	(株)坂井建 材	15,195,600	95.00%	建設課	3
<p>抽出理由(笠原委員)</p> <p>1 一般競争入札の1件あたりの入札参加者数は、10者以上がほとんどであるが、この工事に関しては3者しか参加していない。総合評価方式が何らかの影響したものであると思われるが、評価項目の確認と、発注者としてこの参加者数をどのように捉えられているか伺う。</p> <p>2 制度を浸透させるためにも、市として何らかの対応が必要と考えるが、どう考えるか。</p> <p>3 ランク下位者がこの制度を運用していくことで、ランクが上がることはあるか。 それとも、ランクが決められた一定期間内で変動することは無いのか。</p> <p>「質問・意見」</p> <p>1 業者にとって、総合評価方式の入札に参加することのメリットはあるのか。</p> <p>2 受注者側としてのメリットが無いということは、総合評価方式の事前審査書類を作成する作業が、単に煩わしく感じているのではないか。</p>					<p>「回答」</p> <p>1 総合評価方式はこれまで、A、Bランクの業者を主に対象として実施してきたが、今回は初めてB、Cランクを対象とした案件である。このため、この制度に不慣れで経験不足であったこと、さらに、事前審査の書類を作成する作業が難しく感じた業者が多くあったため、参加者数が少なかったものと推測している。</p> <p>2 今のところ具体策は無いものの、この状況のままでは行かないだろうと考えている。</p> <p>3 ランクは、2年に1度見直しを行っている。見直しの基準として、経営審査書類の数値を元に、その他、加点項目を加味した上で格付けされていく仕組みとなっている。格付けする要素として、その他の方式と総合評価方式に違いはないため、総合評価方式を受注したからといってランクが上がるものではない。</p> <p>1 その他の方式と総合評価方式でも、受注者側の扱いは変わらず、メリットは特にない。メリットがあるのは、発注者側にとってであり、より良い品質を確保することの一つの担保となっている。</p> <p>2 それはあると思われる。そのため、このように入札参加業者が3者という結果を招いた可能性がある。</p>			

<p>3 同方式で実施した下水道工事は、今回の案件と比べると 10 者以上であり、多数の参加があるようだが、下水道業者はこの制度に慣れているのか。</p>	<p>3 今回の下水道工事は、A ランク業者が対象となったものであり、この制度の運用に慣れていると思われる。また、A ランク業者は、新潟県から出されている総合評価方式の入札にも積極的に参加していることも要因であると考ええる。</p>
<p>4 評価調書を見ると、参加業者のうちの 1 者は、評価点 0 の項目が目立つが、これはどういうことか。</p>	<p>4 同類工事の実績があるかどうかを問う項目について、単に、この業者は実績が無かったことからそのような結果となった。</p>

通常指名競争入札 (C) 【1 件】

No.	工事番号	工事名	工事種別	請負業者	当初契約金額 (単位：円)	落札率	発注課	入札 参加 者数
C-14	下 維 修 第 3 号	公共下水道 マンホール 蓋交換	土木	不調	—	—	下水道	5
<p>抽出理由 (笠原委員)</p> <p>入札が不落になった原因と、その後の対応について伺う。</p> <p>「質問・意見」</p> <p>1 入札不調の案件は、ある程度発生する事案なのか。</p> <p>2 設計内容に誤りはなく、入札する業者側に何らかの問題があったとの見解が示されたが、市の設計額と、業者側の採算を考慮した価格に相当の乖離があった可能性はあるか。</p> <p>マンホール蓋の交換は、毎年行っているものと推測されるが、それと比較して特に金額の差が生じたとは考えられないか。</p>					<p>「回答」</p> <p>不調後、設計図書の内容を確認したが、違算は認められず、業者側に何らかの原因があったと推測している。</p> <p>その後、指名業者全てを入れ替え、再度の入札を実施した結果、1 回目の入札で落札者が決定した。</p> <p>1 1 年に 2, 3 件あるかどうかである。</p> <p>2 今回の入札については、内訳書の提出は義務付けられておらず、詳細が不明であるため、あくまで推測であるが、この工事は工事設計額の中でも、蓋の材料費が大きなウェートを占めており、これについては、予め 3 者から蓋の材料費を見積もり、最も安価なものを設計単価として採用している。</p> <p>我々と参加業者の間で、蓋の見積額に差が生じたことが不調を招いた要因の 1 つではないかと推測している。</p> <p>いずれにしても、設計内容に誤りはなく、業者側に何らかの積算ミスがあったと判断している。</p> <p>よって、指名業者を全て一新し、再度の入札を行った。</p>			

随意契約 (D) 【3件】

No.	工事番号	工事名	工事種別	請負業者	当初契約金額 (単位：円)	落札率	発注課	入札 参加 者数
D-1	市修繕 第2号	環境センターA系統焼却炉耐火物緊急修繕	清掃施設	施設工業 (株)	2,527,200	98.98%	市民生活課	1
D-4	市修繕 第1号	環境センター熱交換器等緊急修繕	清掃施設	施設工業 (株)	1,890,000	77.43%	市民生活課	1
D-5	市工 第2号	環境センター2次空気調整ダンパー等緊急工事	清掃施設	施設工業 (株)	3,045,600	79.89%	市民生活課	1
抽出理由 (笠原委員)					「回答」			
いずれも環境センターの案件であるが、なぜ環境センターの案件は随意契約が多いのか。その理由を伺う。					<p>今回の案件は、施設の中核を担う機器の故障であり、早期復旧を行わなければ市民生活に多大な影響を与えることが予期された。よって、一刻も早く復旧する必要があると判断し、日常的に施設の管理に携わっている業者以外に、この要求に答えることは不可能であったため契約に至ったものである。</p> <p>さらに、他社よりも現場に精通していることや当該業者がすでに別工事で現場に入っていたことから、通常よりも安価で契約できるものであった。</p> <p>この2点から、当該業者と随意契約を締結したものである。</p> <p>(説明員からの補足)</p> <p>1日約30tから、多い時で約70tのゴミが環境センターに集まってくる状況で、1日でも焼却炉を停止してしまうと、その分のゴミが翌日以降に持ち越されてしまうことから、極めて緊急性が高い上に、施設の性質上、特殊性も非常に高い。</p> <p>環境センターは、平成5年に建設されたが、当時設計した会社がこの業界から手を引いてしまった。その後、平成18年に大規模改修工事を行った時には、受注業者がその後の工事を適正に行えなかったため、その業者も手を引いてしまった。</p>			

<p>「質問・意見」</p> <p>1 28 ページと 30 ページの、D-4 と D-5 について、執行伺と見積依頼通知が同じ日で、先程伺ったような緊急性が高いことを伺わせるが、普通はどれくらいの期間がかかるものなのか。焼却施設のような特殊性の高いもので、普通という定義があるかどうか伺いたい。</p>	<p>本来であれば、プラントは設計から建設まで一連して同一業者が行うものだが、このような状況から、メインとなるプラントメーカーが不在である。その代わりを行える業者が県内にあったため、適正な入札の経緯を踏んで、当該業者が管理に携わっている。</p> <p>価格の妥当性については、全国都市清掃会議から出ている積算要領に基づき、設計積算をしている状況である。このため 1 者随意契約であっても、しっかりと見積を作成してもらっており、価格の妥当性を検証してから発注している。</p> <p>1 かかる期間は案件により様々で、一概には言えないが、見積依頼から提出期限までの間は、業者の積算期間を見込まなければいけないため、期間が空くことが多い。</p> <p>今回の案件については、執行伺い時点で、その業者は既に現状把握をしており、これと同時に設計額が出来上がる状態であった。</p> <p>一刻も早く契約まで進める必要があったことから、早急に決裁を得て、同日中に見積依頼を出している。さらに、その翌日には見積書が提出されたため、他の職員の立会いのもと見積書を開札し、同日中に契約を締結している。</p>
--	--

その他

<p>「質問・意見」</p> <p>1 広報によると、優秀な施工業者が毎年表彰されているが、これはどのような基準によるものか。施工業者とその点数が記載されているようだが、その辺について教えていただきたい。</p>	<p>「回答」</p> <p>1 工事が終わると、その工事の成績評点を付けており、その点数の高い業者を表彰している制度のことである。</p> <p>工事の出来具合が良いものほど、その点数が高くなる仕組みである。</p>
--	---